



不燃認定品

不燃認定壁紙は不燃材料下地・不燃石膏ボード下地に直張りすることで不燃仕上げとなります。



次頁から不燃認定品





不燃認定品

防火材料について

防火材料とは、不燃材料・準不燃材料・難燃材料の3つの性能区分に分けられ、国土交通大臣が定めた、または認定した材料です。建築基準法により内装制限を受ける箇所には所要の防火性能を持つ材料を使用しなければなりません。

壁紙は、下地との組み合わせで防火性能が決まります。つまり、施工する下地の性能によっては同じ壁紙でも防火性能が異なる場合があります。下記告示に表記のない下地に施工した場合は、防火壁装材料として認められません。

- 不燃材料（建設省告示第1400号ならびに国土交通省告示第1178号による改正）

建築基準法第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次に定めるものとする。

コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）、繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、石膏ボード（厚さ12mm以上、ボード用原紙の厚さ0.6mm以下）、ロックウール、グラスウール板

- 準不燃材料（建設省告示第1401号 平成12年6月1日）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定めるものとする。

不燃材料、石膏ボード（厚さ9mm以上、ボード用原紙の厚さ0.6mm以下）、木毛セメント板（厚さ15mm以上）、硬質木片セメント板（厚さ9mm以上、かさ比重0.9以上）、木片セメント板（厚さ30mm以上、かさ比重0.5以上）、パルプセメント板（厚さ6mm以上）

- 難燃材料（建設省告示1402号 平成12年6月1日）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第六号の規定に基づき、難燃材料を次のように定めるものとする。

準不燃材料、難燃合板（厚さ5.5mm以上）、石膏ボード（厚さ7mm以上、ボード用原紙の厚さ0.5mm以下）

※ご不明な点につきましては建築主事にご確認ください。

不燃認定品の防火性能

防火種別	防火性能（施工法：直張り）			
	不燃材料下地	不燃石膏ボード	準不燃材料下地	金属板下地
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃

防火認定について

防火認定商品は施工現場において基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の施工共通仕様」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。

防火壁装材料認定共同管理の運用開始について

一般社団法人日本壁装協会は、防火壁装材料の認定共同管理を開始しております。

協会として新たに防火材料認定を取得することで、防火壁装材の認定使用に関する品質の向上、仕様・性能面でのコンプライアンスの維持を目的としています。



巻末の機能性・防火性能（直張り）一覧に掲載している防火認定番号および防火種別が、見本帳有効期限内に変更される場合があります。日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

<https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会

検索



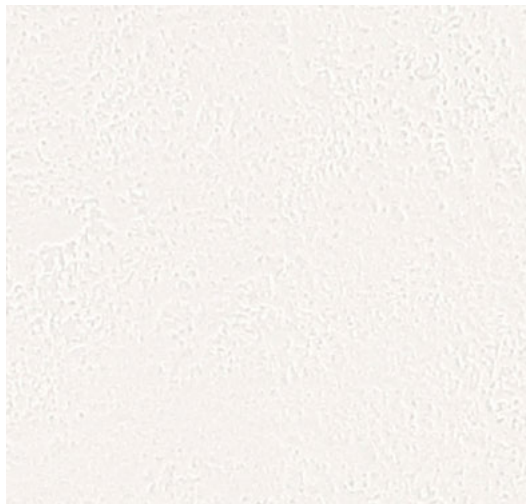
SLP-695



SLP-696



SLP-697



SLP-698



SLP-699

